

～男女共同参画社会の実現に向けて～

第4号 2014年11月

イーストピア

男女共同参画社会とは

男女が、互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別や世代にかかわらず、あらゆる分野で共に参画し、その能力と個性を十分に発揮することができる社会のことです。



男女共同参画

《内 容》

- 平成25年度東郷町男女共同参画事業報告
- インタビュー
- 育児休業について知ろう！
- インフォメーション

■平成25年度東郷町男女共同参画事業報告

◆東郷町男女共同参画推進事業「映画会」◆



「映画会」では、約300名の方に参加していただき、上映後、参加者からは「男女共同参画のことを知ったり、考えたりする良いきっかけになりました。」など多くの感想をいただきました。

(平成25年10月19日 町民会館)

◆第31回東郷町文化産業まつり◆



文化産業まつりでは、男女共同参画啓発パネルの展示及び男女共同参画についてのアンケートを行い、町民の皆さんの男女共同参画に対する意識を調査しました。

(平成25年11月10日 いこまい館)

■インタビュー



〈加藤 美鈴 東郷町男女共同参画審議会委員、民生委員・児童委員〉

国の内外において、紛争や格差が横行している現代です。しかし、私たち一人ひとりがお互いに、その人権を尊重し遺憾なく能力を発揮できる社会であれば、それらの問題も徐々に解消されていくと考えられます。性別に関係なく男女共同で参画する地域・家庭・就業環境づくりなどについて皆さんで考えてみませんか。

〈柘植 昌司 東郷町男女共同参画審議会委員、東郷町立高嶺小学校 校長〉

私が小中学生の頃から学校教育では、時代に先駆けて男女平等教育がなされていたと思います。現在教師という立場で、男女共同参画社会をつくっていくために、個人の尊厳や男女平等をはじめ、家庭のあり方や家族の人間関係などに関する指導、キャリア教育の充実に力を入れていく必要があると考えています。



〈野々山 公子 東郷町男女共同参画審議会委員〉

男女共同参画社会の実現は、多様性に富んだ活力ある社会を目指すために、あらゆる人にとって必要な取組です。男女共同参画について多くの方に理解していただき、それぞれの立場でどうしたら良いか考えていくことが大切だと思います。東郷町男女共同参画推進条例を道標に皆様と一緒に進めていけるよう願っております。

■育児休業について知ろう！



次世代育成支援を進めていく上で、大きな課題となっている育児を行う労働者の仕事と子育ての両立支援等をより一層推進するために、育児・介護休業法が平成21年6月に改正されました。

子育てを積極的に楽しむパパが「イクメン」と呼ばれ注目されています。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のためにも、パパも育児休業を取得してみませんか。

男性の育児休業取得願望

育児休業を利用したい男性は3割以上^(※1)

(※1) 株式会社ニッセイ基礎研究所
「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査研究報告書」(平成20年)

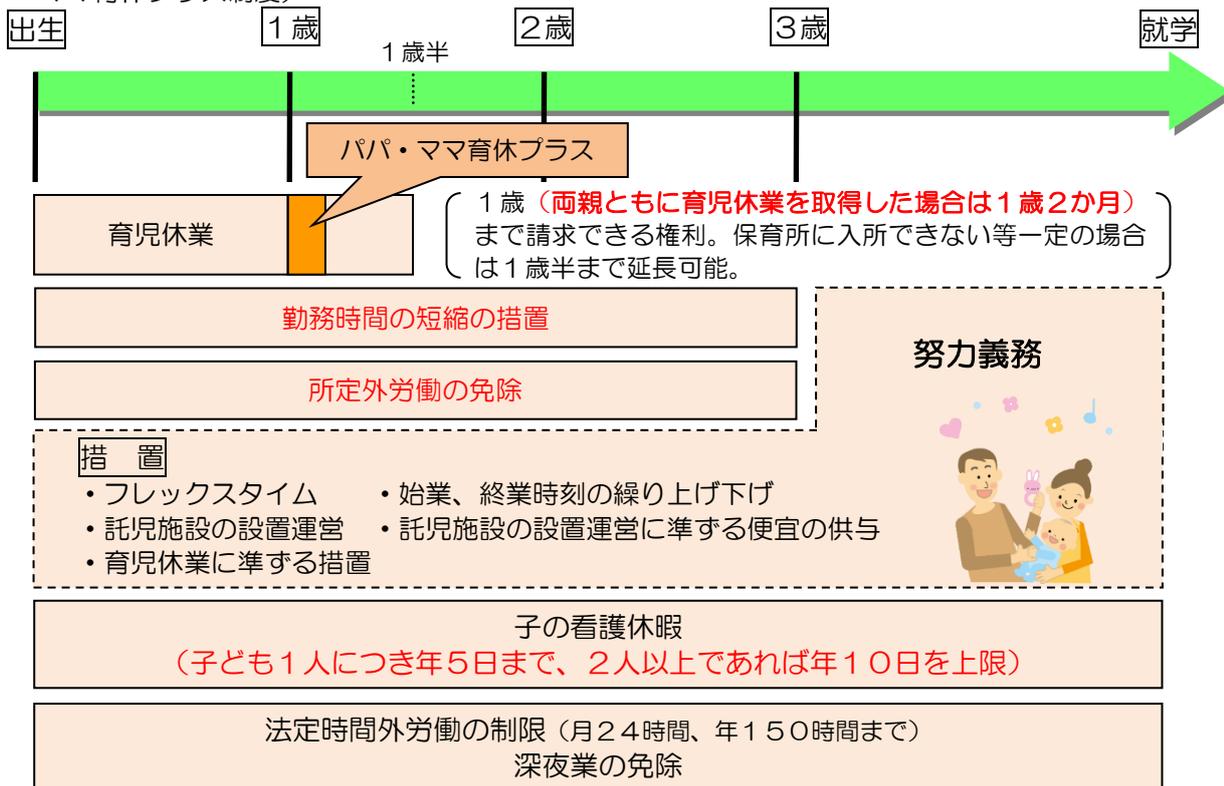
実態

男性の育児休業取得率は
2.03%^(※2)

(※2) 厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成25年度)

育児休業制度イメージ図

育児休業は女性だけでなく、男性も取得できます。また、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長することができます。(パパ・ママ育休プラス制度)



育児休業給付金の支給率が引き上がりました(平成26年4月1日から)

育児休業開始から、180日目までは休業開始前の賃金の67%を支給し、181日目からは、従来通り休業開始前の賃金の50%を支給します。^(※3)

(※3)・母親の産後休業(出産日の翌日から8週間)は育児休業給付金の支給対象となる育児休業の期間に含まれません。
・「パパ・ママ育休プラス制度」利用時、後から育児休業を開始する方は子どもが1歳2か月に達する日の前日までの育児休業に対して、最大1年まで支給します。

出典:「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要(厚生労働省)」、「パパの育児休業を応援します!(厚生労働省)」、「平成26年4月1日以降に開始する育児休業から育児休業給付金の支給率を引き上げます(厚生労働省)」を加工して作成

■インフォメーション

<p>ウィルあいち (愛知県女性総合センター)</p> <p>【問合せ先】 〒461-0016 愛知県名古屋市東区 上笠杉町1番地 TEL:052-962-2511(代表) FAX:052-962-2567</p>	<p>ウィルあいちでは、女性の抱える悩みごとや心配ごとなどのさまざまな相談に応じています。 同時に、配偶者からの暴力(DV)で悩んでいる人のための配偶者暴力相談支援センターでもあります。</p>
	<p>女性相談員による相談</p> <p>○ 電話相談 専用ダイヤル 052-962-2527 女性相談員がお聴きし、一緒に考えます。 相談時間：月～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日 午前9時～午後4時 祝日、年末年始は休み</p> <p>○ 面接相談(予約制) 電話相談の後、必要に応じて女性相談員が行います。 相談時間：火～金曜日 午前9時～午後5時 水曜日は午後8時30分まで 月曜日、祝日、年末年始は休み</p>
	<p>弁護士による専門相談</p> <p>○ 面接による法律相談(予約制) 身の回りの法律問題について、女性弁護士がアドバイスします。 面接による相談で、ひとり30分間です。 女性相談員による電話相談での相談の後、必要に応じて予約をします。 相談時間：月曜日 午前10時～正午 祝日、年末年始</p> <p>○ 電話による法律相談 専用ダイヤル 052-962-2528 DV被害者に弁護士が電話でアドバイスします。 相談時間：月曜日 午後2時～午後3時30分 第1・3・5月曜日は女性弁護士が対応します。 祝日、年末年始は休み</p>

(愛知県ホームページより)

東郷町男女共同参画情報誌 第4号2014年11月
皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。

【編集】

東郷町男女共同参画審議会

【発行・問合せ先】

東郷町役場 生活部 暮らし協働課 協働推進係
〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地
TEL 0561-38-3111(代)
FAX 0561-38-7933
ホームページ <http://www.town.aichi-togo.lg.jp>

◆編集後記◆

第4号ではワーク・ライフ・バランスのつながりから、男性の育児休業取得願望や、育児休業制度のイメージ図を紹介させていただきました。

今後も男女共同参画について、わかりやすく情報提供をしていきますのでよろしくお願ひします。

(M)